

専第3号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年度各務原市一般会計補正予算（第1号）を定めることについて専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和4年6月7日報告

各務原市長 浅野 健 司

専決第6号

令和4年度各務原市一般会計補正予算（第1号）を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年度各務原市一般会計補正予算（第1号）を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和4年5月13日

各務原市長 浅野 健 司

令和4年度各務原市一般会計補正予算（第1号）

令和4年度各務原市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ383,786千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,703,786千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
14 分担金及び負担金		329,027	2	329,029
	2 負担金	329,027	2	329,029
16 国庫支出金		9,023,040	374,699	9,397,739
	1 国庫負担金	6,454,380	182,022	6,636,402
	2 国庫補助金	2,487,535	192,677	2,680,212
17 県支出金		4,178,255	9,085	4,187,340
	2 県補助金	1,156,165	9,085	1,165,250
歳 入 合 計		53,320,000	383,786	53,703,786

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
3 民生費		15,335,260	72,058	15,407,318
	3 児童福祉費	7,046,280	72,058	7,118,338
4 衛生費		4,457,538	309,550	4,767,088
	1 保健衛生費	1,831,068	309,550	2,140,618
7 商工費		2,151,403	2,178	2,153,581
	1 商工費	2,151,403	2,178	2,153,581
歳 出 合 計		53,320,000	383,786	53,703,786